3　旅館業法第四条の二第一項第三号の政令で定める協力は、次のとおりとすることとした。（第六条関係）

㈠　体温その他の健康状態その他旅館業法第四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。

㈡　㈠に掲げるもののほか、特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容に即して、旅館業法第四条の二第一項第三号の協力として同法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの

4　旅館業法第四条の二第二項の政令で定める感染症は、結核とし、その特定感染症国内発生期間は、㈠に掲げる日から㈡に掲げる日までの間とすることとした。（第七条関係）

㈠　厚生労働大臣が、感染症法第一六条第一項の規定により公表した結核の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに結核の予防に必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようとする者に対して旅館業法第四条の二第一項の規定に基づく協力を求めなければ旅館業の施設における結核のまん延のおそれがあると認め、その旨を告示した日

㈡　厚生労働大臣が、㈠に規定するおそれがなくなったと認め、その旨を告示した日

二　国家戦略特別区域法施行令の一部改正関係

国家戦略特別区域法施行令第一三条第六号に規定する滞在者名簿の記載事項について、職業を削除し、連絡先を追加することとした。（第一三条第六号関係）

三　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

1　生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（以下この1及び四において「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に感染症法第一六条第一項の規定により一類感染症又は二類感染症が国内で発生した旨の公表が行われた場合であって、施行日までに同項の規定により国内での発生がなくなった旨の公表が行われていないときは、施行日において同項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたものとみなして、改正法第一条の規定による改正後の旅館業法（2及び3において「新旅館業法」という。）第四条の二第二項第一号の規定を適用することとした。（第一条第一項関係）

2　施行日前に感染症法第四四条の二第一項又は第四四条の一〇第一項の規定により新型インフルエンザ等感染症又は新感染症が国内で発生した旨の公表が行われた場合であって、施行日までに感染症法第四四条の二第三項の規定による公表又は感染症法第五三条第一項の政令の廃止が行われていないときは、施行日において感染症法第四四条の二第一項又は第四四条の一〇第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われたものとみなして、新旅館業法第四条の二第二項第二号の規定を適用することとした。（第一条第二項関係）

3　施行日前に感染症法第四四条の七第一項の規定により指定感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四四条の九第一項の規定に基づく政令によって感染症法第一九条若しくは第二〇条又は第四四条の三第二項の規定が準用された場合であって、施行日までに感染症法第四四条の七第三項の規定による公表が行われておらず、かつ、施行日において感染症法第四四条の九第一項の規定に基づく政令によって感染症法第一九条若しくは第二〇条又は第四四条の三第二項の規定が準用されているときは、施行日において感染症法第四四条の七第一項の規定により当該感染症が国内で発生した旨の公表が行われ、かつ、当該感染症について感染症法第四四条の九第一項の規定に基づく政令によって感染症法第一九条若しくは第二〇条又は第四四条の三第二項の規定が準用された場合であって、施行日までに感染症法第四四条の七第三項の規定による公表が行われておらず、かつ、施行日において感染症法第四四条の九第一項の規定に基づく政令によって感染症法第一九条若しくは第二〇条又は第四四条の三第二項の規定が準用されたものとみなして、新旅館業法第四条の二第二項第三号の規定を適用することとした。（第一条第三項関係）

四　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和五年一二月一三日）から施行することとした。

# 政　令

## 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百二十九号**

### 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年十二月十三日とする。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

## 旅館業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第三百三十号**

### 旅館業法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第四条の二第一項第一号及び第三号並びに第二項、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第一項並びに生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

**第一条**　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の四条を加える。

（法第四条の二第一項第一号の政令で定める者）

**第四条**　法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　特定感染症の症状を呈している者

二　特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（前号に掲げる者を除く。）

（法第四条の二第一項第一号ロの協力）

**第五条**　法第四条の二第一項第一号ロの政令で定める協力は、次のとおりとする。

一　旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。

二　体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。